

### 第33回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 平成24年10月22日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 23名
  - 1番 花澤 信一                      2番 鈴木 俊郎                      3番 平戸 正己
  - 5番 葛田 秀治                      6番 武内 章一                      7番 小川 良夫
  - 8番 長谷川 良二                    10番 伊井 勝實                    11番 鳥海 夫男
  - 12番 鈴木 弥須雄                   14番 鶴岡 公一                    15番 葛田 吉弥
  - 16番 石井 文夫                    17番 御園 豊                      18番 藤井 幸光
  - 19番 榎本 雅司                    20番 勝畑 孟志                    22番 渡辺 喜一
  - 23番 前橋 勇                      24番 川島 三夫                    25番 高橋 一夫
  - 26番 川名 康夫                    27番 石井 清治
- 5 欠席委員 3名
  - 4番 古川 晃市                      13番 遠山 修                      21番 飯塚 健史
- 6 出席事務職員 3名
  - 小藤田事務局長                    佐久間主幹                      鈴木主査

◎開 会

平成24年10月22日午後3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第33回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中23名出席でございますので、会議は成立しております。

欠席委員の報告を申し上げます。4番、古川晃市委員、13番、遠山修委員、21番、飯塚健史委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

14番、鶴岡公一委員、15番、葛田吉弥委員を指名いたします。

◎議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意について

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意についてを議題といたしますが、議案第1号については委員本人にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により議事参加できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

19番、榎本雅司委員。

〔19番 榎本雅司君退席〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、議案第1号について事務局の説明を求めます。

小藤田局長、お願いします。

○事務局長（小藤田光男君） それでは、議案第1号について説明させていただきます。

議案書1ページをお開き願います。議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意についてでございます。平成24年9月18日付で、市長選任である議会推薦委員、遠山修委員及び榎本雅司委員から平成24年11月2日をもって辞任したい旨の辞任願が市長に提出され、これを受理するに当たり、市長から農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員会の同意を求められたものであります。2ページ、3ページに辞任願を添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の議案の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については同意することに決定いたしました。

〔19番 榎本雅司君着席〕

○議長（勝畑孟志君） ここで辞任されます委員からのご挨拶をいただきたいと思います。

榎本委員、よろしくお願いいたします。

○19番（榎本雅司君） 皆さん、こんにちは。辞任の挨拶の前に、このたびの選挙におきましては、農業委員各位の皆さんにご指導、またご協力をいただいたことにまず感謝を申し上げます。ありがとうございます。また、私は議会推薦ということで、この2年間皆様と農業委員活動をできたことをまことにうれしく思っております。簡単でございますけれども、辞任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、長野県に本社がある農業生産法人が袖ヶ浦市へ新規参入したいとする案件です。申請理由は、現在高原野菜として長野県でキャベツを中心に生産販売を行っているのですが、11月から4月にかけて収穫ができなくなり、今後は規模拡大と野菜の販売期間の拡大を図るため、冬季でも栽培が可能な農地を探していたところ、販売先である全農よりJAきみつの紹介があり、冬季に栽培が可能な袖ヶ浦市の農地が紹介され、位置的にもインターチェンジが近く、物流面においても好条件であったため、農地を借り受けしたいとのことです。賃貸借期間は6年です。場所は久保田字兎谷で、現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料8ページから9ページをごらんください。長野県御代田町、小諸市、富士見町から発行されました耕作証明書です。また、農業生産法人としての要件を満たしており、農地の権利取得に問題はありません。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、長野県にある圃場において遊休農地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、業務執行役員が2名で、445日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の活動には積極的に参加し、協調性を持ちながら地域の活性化に貢献したいとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、17日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容及び結果について報告をしていただきます。

高橋運営委員長、よろしくお願いします。

○運営委員会委員長（高橋一夫君） 25番、高橋です。運営委員会の結果を報告いたします。

運営委員会におきまして、議案第2号の1について、10月17日の午後3時から審査会を開き、審議をいたしましたので、その経緯と結果について報告いたします。

審査会では、私のほうから運営委員会の目的を説明し、事務局から申請内容の説明を受け、申請人に各運営委員からの質疑にお答えをいただきました。今回の新規参入に当たりまして、申請人が農業生産法人であることから、営農計画、営農能力、収支計画及び資金計画、そして今後の農業経営の内容などに留意して審査いたしました。

委員からは、販売先、法人の収益に関する事、農機具の運搬方法や農業用倉庫の確保、地元との交流、周辺農家や農地との調和、雑草対策や農薬の使用法、そして資金計画等、今後の経営等について質疑がありました。

申請人においては、農機具や資材は確保しており、地域に貢献できるよう努め、雑草対策や農薬についても、周辺の農地にご迷惑をかけないようにして耕作し、今後は農地をふやして経営を安定させたいとのことでした。また、経営が落ちついてきたら耕作放棄地の解消に協力していただくことの説明がありました。資金計画、経営計画や営農意欲などについて審議し、採決の結果、全員賛成により許可すべきものと決定いたしました。

最後になりますが、事務局にお願いなのですが、これは半年か前にもうどこかから譲り受けていると思うのです。だから、作付して1カ月か1カ月半ぐらいたっていると思うので、順序が逆になっていますので、早目に申請をしてもらって、農業委員会に計画がスムーズにいくように指導をしていただければと思います。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

鶴岡委員。

○14番（鶴岡公一君） ただいまの案件なのですけれども、この申請に関してJAのほうの名前で申請したということの中で、私もこの書類を見てから初めて知りまして、きょう実は担当の職員にちょっとうちに来てもらいまして、申請がおくれた理由というものをまず問いただしてみました。職員のいわくには、〇〇〇〇〇〇のほうに、経営の方針ですとか資金源とか、もろもろの経営計画書を求めているのだそうですけれども、そちらのほうの計画書が相当ずれたということの中で、今高橋委員が言いましたとおり、既にもう作付してあったという点につきましては、皆さん農業をやっている方ですので、十分ご理解いただけると思いますけれども、植えつける時期に物を植えつけなければいけないということの中で、書類申請がおくれて申しわけないのですけれども、早目に土地の地主さんとはお話ができていたということの中で作付をしたというのが理由でございまして、それ以外に他意は一

切ございませんので、ひとつご了承いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 事務局のほうは、この件につきましてございますか。

○事務局（鈴木良宏君） 先ほど鶴岡委員のほうからもご説明がありましたとおり、事務局のほうとしても、今後こういったことがありましたときにはきちんと指導して、申請のほうを出すようにということで、これからもまた指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） では、これ以外に追加でまたあるかとは思いますが、この点は十分事前に指導していただくように事務局のほうにお願いしたいと思っております。

葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 5番、葛田です。この中に書かれているかどうかちょっとわからないのですが、役員の構成とか列記されているのですが、実際に作付とか肥培管理といいますか、そういう方というのは現地から移られて従事するのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 常時業務執行役員として2名の方が袖ヶ浦市内に転入されております。

○議長（勝畑孟志君） 袖ヶ浦市に転入されている2名の方が専任で行うということですか。

○事務局（鈴木良宏君） 総会用の添付資料のほうの14ページ、この形の中で既に転入されている方2名の研修状況等が入っております。あと、資料7ページに業務執行役員の状況ということで役員の一覧表がありまして、下から2つが袖ヶ浦市内のほうに転入されている方の役員の状況ということで記載のほうがございますので、ご確認ください。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 高橋委員。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。この2人につきましては、2人とも結婚してまして、先行きできれば自立できた時点で会社から離れて自分で営業をしていきたいと。会社から離れるというのは大変だと思いますが、ある程度収入ができた時点でと、何かそういう会社だそうです。ずっと社員としてやるのではなく、こっちに永住してやると。ただ、奥さんが農業が好きか嫌いかはちょっとわかりませんが、一応2人は結婚しているということです。両方ともです。だから、一生懸命やりたいと。若いですから、担い手とすればいいのではないかと考えます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 藤井委員。

○18番（藤井幸光君） この問題は、正当な手続といいますか、どんな順序でやるのが本当ですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 通常であれば、先ほどちょっと話がありましたが、この耕作に入るため、袖ヶ浦市への新規参入ということで、下限面積要件等を十分満たしており、農業生産法人の要件を満た

している会社ですので、通常どおり農地法第3条の手続をとりまして、農地の賃貸借権の設定をしたところでございます。そして、たまたまちょっと申請の時期がずれてまして、本来であれば耕作に入る前で総会のほうの案件で諮るべきであったところがちょっとおくれて今回のような形になりましたので、通常どおり農地法第3条の申請で申請のほうは受けております。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 藤井委員。

○18番（藤井幸光君） 同じ事例で今後またこういうことが起こったら全く同じ判断をしますか。申請がおくれても許可するよという判断をまたしますか。

○議長（勝畑孟志君） 先ほどのお話のように、基本的には許可を受けてから行くと。事前着工はだめだと言われているように、きちんと許可を受けてからやるというのが基本だと思います。ただ、鶴岡委員のほうからお話もありましたけれども、種まきの時期をずらせないということで、地主も既に了承の上、作付だけを先にしたというようなお話のようでしたけれども、その辺は基本的には許可を得てからという形であろうかと思っておりますので、以降についてはそのように事務局のほうで指導するというご理解いただきたいと思っております。こちらのほうは、会社ですけれども、農業生産法人ですから、農業者と全く同じ形だと思います。普通の法人であると、いろいろ条件はあろうかと思っておりますけれども、農業生産法人ということですので、一般の農業者の一つとして見ていただいて結構だと思います。ただ、本社が他県だということで、当然契約先も本社となろうかと思っておりますけれども、実際従事される方は、こちらの2名の方が常時従事して耕作するということですので、よろしいのではないかと思いますけれども、会社の従業員を見ても、いろんな住所の方、袖ヶ浦市の方2名のほかに、浜松市の人とか南佐久郡とか、いろんなところに住んでいらっしゃる方が多いようですので、他地域でいろいろやっていたらっしゃる会社なのかなと思っておりますけれども、今の藤井委員のほうからのご質問、基本的には今後そういうことのないように指導していくということをご了解いただきたいと思っておりますけれども。

○14番（鶴岡公一君） 14番、鶴岡です。今ご指摘のあったとおり、職員にうちに来ていただいて、話の中で次は気をつけてくださいと。後出しということなので、また2度の後出しは二度とないようにということでお話はさせてもらいました。また、職員にもそれを理解していただいたつもりであります。それから、参考なのですけれども、実はこの〇〇〇〇〇〇の卒業生といいますかね、研修を終えて、この4市の中で富津地域、この年代、30代の若い人が研修を終えて富津に新規就農者ということで、それは行政と農協と、それから地域の方々の支援をいただきまして、不耕作地であるとか、遊休農地であるとか、そういうものを借りまして、キャベツですとか、そういうものを作付して立派に営農活動をしている方がいるということを1つ事例として報告させていただきます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 要らぬ心配かもしれないのですけれども、販売先が全てJAきみつなのですよ。例えばの話で申しわけないのですけれども、今のところはJAですけれども、次はどこに行くのか。具体的にJAの独占販売といいますかね、そういうJAとしての相手さんとの契約というのはあるのですか。要するに一括JAというイメージですよ。

○議長（勝畑孟志君） 鶴岡委員。

○14番（鶴岡公一君） さっき事務局のほうから最初に説明があったと思います。〇〇〇〇〇〇から全農を通じまして、そしてJAきみつのほうにこのお話が来ました。そして、うちのほうも農協の中でこれから将来のために利用集積を農家とか新規就農者に図っていかなくてはいけないという一つの方針がある中で、そういう方針と全農さんの申し込みの中で共同するという事の中で、とりあえずこのお話は業者間の仲立ちという形でとり行っていると思います。外から来たので、〇〇〇〇〇〇の独自の販売ルートは持っていると思っておりますけれども、地元の農協が紹介ということの中に入っているということで、とりあえずはJAに取引をしていただくということになっておりますし、ほかの理事からも、将来心配なのは、JAを離れて、〇〇〇〇〇〇独自の売り方の中で農協は後手に回るのではないかというお話がありました。確かにそういう指摘を受ければ、それはそれで私らも否定はできない。その分だけ農協としても頑張らなければいけない、そういうふうになっております。今後どうなるかはわかりませんが、とりあえず不耕作地とか遊休農地をなくすために、農協もこの点には経営の中で方針をしっかり持ってそういうふうに取り組まなくてはならないという中で、今回はこの〇〇〇〇〇〇の進出というものを受け入れるということになりました。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 2つほどお伺いしますが、〇〇さんの土地ですが、これは〇〇〇〇〇〇が決定する前はどのような状況だったか。結局〇〇さんのところだけですよ、畑ですが。〇〇さんのほうから何か農協のほうにそういうふうな話があったのか、その辺はどうなっていますかね。どのような形で〇〇さんの畑を選んだというか、それとも一つ、販売計画のほうで5年目に5ヘクタールとなっていますけれども、この5ヘクタールというのは、これからまた遊休地を市内でいろいろと当たって、これくらいの面積にするかどうか、その辺の推移もあるのかなど。あるいは、作付がキャベツだけになっていますけれども、キャベツだけでいいかもしれないのですけれども、例えばキャベツのほかに大根とかほかの野菜も当然つくるような気がするのですけれども、その辺はどうか考えたのです。

○議長（勝畑孟志君） 鶴岡委員。

○14番（鶴岡公一君） 今の前橋委員、本当にごもつともだと思います。とりあえず今6反ですけれども、営農計画ですから、6反でそのまま〇〇〇〇〇〇が研修場としてやっていくかということ、もちろんできないのは誰が考えても一緒なのですから、一応計画ですので、将来に向けて5ヘクタール

と。もしかしたら貸し手があれば、もっとふやしていく可能性もあると思います。とりあえず5ヘクタールなのですけれども、これは出していいかわからないのですけれども、いろいろと目ぼしいというか、そういう農地があるやに聞いております。相続関係とか、そういうものの中でちょっとまだそれが出せないというふうに聞いておりますので、もしそちらのほうの相続等がきちんと整理されれば、またそれもお借りして規模拡大を図るということと、もう一点は、今とりあえずキャベツだけというお話でしたけれども、〇〇〇〇〇〇の計画の中では、信州長野のほうでキャベツとか、あと白菜、これが主な作付です。そのほかにももろもろやっているのですけれども、その中において、きょうの職員の説明の中では、裏作の中でレタス等も将来考えているというふうに聞いております。これは将来のことなので、どうのこうのとは言えませんが、一応計画の中ではそういう計画があるやに聞いております。今のところは、それ以上は申し上げられません。

○議長（勝畑孟志君） それと、前橋委員のほうから譲り渡し人の〇〇氏と〇〇〇〇〇〇のほうの貸借のつながりというのはどういうきっかけでというようなお話がありましたけれども。

伊井委員。

○10番（伊井勝實君） 地元としてせんだって子者清水のほうに行きまして、内容を聞いてきたのですけれども、もう〇〇さんは80歳になって、娘さんがいて、農業はもうやらないそうです。東京のほうから来まして、私が借りれないかということで話がまとまったそうです。あと、瓦屋さんの裏で、あのままにしておけば草だらけになると思いましたが、でも、〇〇〇〇〇〇がやるために逆に畑になってよかったなと思って、ただ1つだけ問題があったのですよ。単価が余りにも安いのです。〇〇〇〇〇〇〇がこの子者清水でもっと畑をやるということなら、貸し手はいると思います。いると思いますけれども、3カ月分ぐらい足したような、あのくらいの単価に持っていけということの子者清水の百姓の人たちは話をされました。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 鶴岡委員。

○14番（鶴岡公一君） 私は、その単価のことは一切聞いておりませんので、幾らで貸したかどうかはちょっとわかりませんが、今委員のほうから言われたことは、農協のほうに帰って担当職員に農業委員会ではこういう単価の問題が出たということだけはおつなぎしたいと思っております。

○議長（勝畑孟志君） 平戸委員。

○3番（平戸正己君） 参考までに鶴岡委員に聞きたいのですが、富津でつくっている人は〇〇〇〇〇〇〇を卒業した人ですよね。その人の出荷については、全部JAですか。

○議長（勝畑孟志君） 鶴岡委員。

○14番（鶴岡公一君） 私が常勤をやっていた去年、おとしぐらいまではとりあえずJAのほうに出荷をいただいていますし、まだ農協からほかのほうに移ったというふうには聞いてはおりません。

○議長（勝畑孟志君） 高橋委員。



○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。この販売先に関しまして、ちょっと聞いたのですが、年商はどのくらいやっているのですかというような話をしましたところ、11億円ほどやっていると。すごいなと思ったのです。内容をちょっと突っ込みましたところ、野菜の仲卸で9億幾らやっているみたいです。それで、では自分のところの会社で生産しているのはどのくらいですかと聞いたら、1億5,000万円ぐらいでした。それから、この辺でやっている富津の〇〇〇〇ですが、自分でやっているのはこの同じくらいの規模だと思います。この前富津の〇〇〇〇に行ったときに正直に聞いたら1億2,000万から1億6,000万だと言っていました。販売に関しては、この会社のほうが能力はかなりあるのではないかなと思います、参考までに。

○議長（勝畑孟志君） 今までにない大規模な農業生産法人ということのようですので、土地の利用につきまして非常に需要が多いのではないかと思うので、農業委員の方々も関心を持っていただければいいのではないかなと思います。農協のほうで主にやっておるようですけども、耕作放棄地の有効活用も……

○3番（平戸正己君） 遊休農地、耕作放棄地は使えませんって、すぐつくれないから。

○14番（鶴岡公一君） 確かにそうだと思います。ちょっと語弊があるのですがけれども、〇〇〇〇〇〇は本当に日本を代表する法人なのです。私も社長と一度お話ししたことがあって、なかなか立派な方なのですけれども、遊休農地とか不耕作放棄地を使う、使わないではなくて、彼らは耕作のしやすい場所、条件のいい場所を求めているのであって、一概に不放棄地、遊休農地はだめということちょっと当てはまらないと思います。今委員長が皆さんにお願いした、もしそういう場所があったら情報提供してくださいという中で、きょうも職員と話したのですがけれども、いい場所というのは相対でみんなやるのですよね。これはちょっと農協の愚痴になるのですがけれども、農協のほうにお話があるというのは、意外と使い勝手の悪いところとか、いろんな便が悪いとあって、そういうのが比較的多いので、そういうのはそれぞれいろいろ対処していかなくてはいけないとは思っていますけれども、こういう一流の法人というのはつくりやすい、いい場所を求めておりますので、そういういい場所がありましたらまた紹介をよろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） この農業生産法人は畑作専門ですか。水稲のほうの関係は。

○議長（勝畑孟志君） キャベツ、白菜のようですけども、事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 基本は野菜のほうです。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定します。

次に、議案第2号の2を議題といたしますが、議案第2号の2ないし議案第2号の4については委員の家族にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により議事参加できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

○○番、○○○○委員。

〔○○番、○○○○君退席〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第2号の2についてご説明申し上げます。

議案第2号の2につきましては、申請内容は、自作地に近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は野田字下苗代、堂面です。現地を確認いたしましたところ、耕作、管理等されておりました。

会議資料16ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては世帯で800日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い、耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番の長谷川です。10月18日に○○さんと現地へ行って見てまいりました。大きい木がたくさんあったそうですけれども、それは全部伐採して整地してございました。近所の方も、すごく木が大きくて、根が張っていたそうですけれども、それを全部切って掘り起こし、整地してございました。経営を拡大するというので、私は適正と認めましたが、ご検討をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定します。

次に、議案第2号の3を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第2号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は野田字堂面です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料16ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、議案第2号の2で説明いたしましたので、省略させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番、長谷川です。これも一緒に見てきたのですけれども、今現在〇〇さんがつくっている畑の中にこの面積がございます、それを全部買うことによりまして耕作しやすくなるということございました。そういうことで、ご検討をお願いしたいと思います。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可と決定します。

次に、議案第2号の4を議題といたします。

それでは、議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第2号の4についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は野田字向山です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料16ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許

可基準につきましては、議案第2号の2で説明したとおりですので、省略させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 長谷川です。ここも鳥海さんが経営拡大のために広げたいということでお話がございました。ご検討をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可と決定します。

〔〇〇番、〇〇〇〇君着席〕

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第2号の5についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのこと。場所は野田字前野、向屋敷、弐反割、秋葉台、堂面、廣合です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料20ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては世帯で500日です。下限耕作面積要件につきましては、経営面積は2,200平方メートルですが、本件申請5,276平方メートルと次の議案第2号の6の申請413平方メートルを加えますと7,889平方メートルとなり、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い、耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、鳥海夫男委員、お願いします。

○11番（鳥海夫男君） 11番、鳥海です。10月18日に現地で説明を受けまして、前からここは畑に関しては大根がつくってありました。これは前から借りているみたいで、耕作を全部しております。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 5番、葛田です。つまらない質問なのですが、記憶がちょっと定かではないのですが、自作地2,200平米ですよね。畑ですよね。それで、農機具等の所有台数を見ますと、トラクター2台、耕運機2台、田植え機、コンバイン、乾燥機、これはどう見ても不自然なのです。私だけではないと思うのですよ。ですから、前もちょっと申し上げたのですが、これは申告書ですから、あくまでも〇〇さんが出されたものをそのままここに出されていると思うのですが、この全体を見ると、何かすごく不自然な感じがするのです。これは、経営移譲について異議を唱えているのではなくて、チェックといいますかね、どの程度までを誰がチェックするのか、それをちょっとお聞きしたいのです。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 申請に当たりまして、農機具等については、申請人、代理人等のほうからお持ちの農機具について一応確認をとって、これで間違いはないかというのは確認しております。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 局長。

○事務局長（小藤田光男君） この農機具の保有のところなのですが、田植え機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、これにつきましては共有という形でお持ちになっているということで、田は持っていない状況なのですが、機械を購入するに当たって共有という形になっております。

○議長（勝畑孟志君） 鳥海委員。

○11番（鳥海夫男君） トラクターが2台とか、こうなっていますけれども、40馬力と20馬力ですが、ここは大根を専門にやっています、よその畑をかなり借りておまして、田んぼも共同でやっておまして、自分のところもそうですけれども、よその近所の田んぼも借りていますので、こうやって機械関係は一緒にやっているとします。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 私もこれを見てあれっと思って、畑の面積からして、トラクターが2台ということですので、どこかほかの農地を借りていたのかなという気もしたのですが、どのくらい借りているかも、もしご存じでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（勝畑孟志君） 鳥海委員。

○11番（鳥海夫男君） 畑は1町歩ぐらい借りています。大根を専門でやっております。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、事務局のほうから補足させていただきます。

この譲り受け人と譲り渡し人のほうで、既に期限が切れているのですけれども、従前は利用集積により貸し借りがなされておりました。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） では、利用集積を更新していないということですか。

○事務局（鈴木良宏君） こちらのほうの申請が事前にあったことから、今回更新はかけずに、利用集積を一たん終了させた上で今回の申請になったと記憶しております。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可と決定します。

次に、議案第2号の6について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第2号の6についてご説明申し上げます。

申請理由は、自作地に近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は野田字堂面です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料20ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、議案第2号の5で説明いたしましたので、省略させていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、鳥海夫男委員、お願いします。

○11番（鳥海夫男君） 11番、鳥海です。今ありましたように、この堂面の403の1というのは鳥海覺の自宅の真後ろでございまして、前栽畑でも何でもいいからということで、畑がすぐ後ろだから、使いやすいために買うというようなことでありました。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の6について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の6については許可と決定します。

次に、議案第2号の7について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の7についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は当該土地を取得しての農業経営の安定です。場所は高谷字宮ノ前、向井下です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料25ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地がありますが、従前より宅地として使用している土地とのことです。農機具等については、トラクター、田植え機、農用車を所有しており、刈り取り、もみすり等は委託しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては510日となっております。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、これまでどおり水稻と野菜を作付していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、鈴木俊郎委員。

○2番（鈴木俊郎君） 2番、鈴木です。20日の日に譲り受け人さんとお会いしまして、農業従事日数が100日となっておりますが、この人は会社を定年されまして、これから農業をやるということで、それとあとは、今まで勤めていたので、器具が不足していますけれども、近所の人に委託してやるということです。よろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の7について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の7については許可と決定します。

◎議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。  
議案第3号について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

本件は、東京都清瀬市在住の個人が、実家である自己所有の申請地を専用住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料27ページの位置図をごらんください。申請地は、久保田保育所の南側に位置しまして、周囲に住宅と農地が混在する第2種農地で、土地の所在等は議案記載のとおりでございます。

申請の内容ですが、申請地に専用住宅を建築して居住し、農業経営を充実させたいということでございます。

排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理してから久保田川へ放流します。雨水は、敷地内の雨水ますに一たん集水してから放流をします。その他、特に懸念される問題等はないものと思われれます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、伊井勝實委員、お願いします。

○10番（伊井勝實君） 10番、伊井です。先日〇〇さんと会いまして、もともと〇〇さんの元屋敷なのです。でも、人がいなかったもので、大分草が生えて荒れておりました。もともと、子供のころに久保田に住んでおりましたが、帰ってきて住みたいとのことなので。もう草刈りは全部終わっていました。帰ってきてきれいにして家を建てて畑をやりたいと。農協に行ってブルーベリーの栽培方法なんかを見てきたところなんです。ですから、家が建てば、東京からこっちに帰ってきて周りを全部畑にしたいということです。そのような話でした。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。



よって、議案第3号については許可相当と決定されました。

◎議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。  
議案第4号について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

本件は、市原市の法人が横田在住の個人から申請地を売買によって取得し、資材置き場及びプレハブの管理棟を設置するため、転用したいとする案件でございます。

総会資料の28ページの位置図をごらんください。申請地は、飯塚委員さんの斜め向かいの場所に位置します。農地区分といたしましては、第2種農地として判断されます。

申請の内容ですが、現在の資材置き場が手狭となってきたため、申請地も使用したいとする案件でございます。資材といたしましては、鉄骨材、型枠材、鋼材等となっております。

汚水の使用はなく、雨水につきましては場内で浸透処理することとあります。隣接農地所有者も転用については同意している案件でございます。その他、転用することに支障はないものと思われ  
ます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

27番、石井清治委員、お願いします。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。10月13日の午後3時30分ごろ、代理人さんと現地にて会いまして、説明を受けました。現地は、耕作されていまして、雑草はきれいに刈り取られていました。譲り受け人さんは建設業でありまして、建設資材の置き場に使用したいということで、この場所を選定したということでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については許可相当と決定されました。

◎議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題とします。

議案第5号の1ないし議案第5号の10については関連がありますので、議案第5号の1ないし議案第5号の10について一括して事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市の有限会社が申請地を川原井在住の方9名と木更津市在住の方1名から使用貸借によって砂利採取用地として一時転用している農地について許可の更新をしようとする案件でございます。

総会資料29ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇小学校〇〇分校から南東へ約1.1キロの農用地区域内農地及び第2種農地です。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

申請内容といたしましては、許可を受けてある期間を延長したいとするもので、農用地区域内農地については平成25年11月27日まで、第2種農地については平成26年1月31日までとしようとする案件でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

鈴木委員。

○12番（鈴木弥須雄君） 12番、鈴木です。これはずっと延長で、この前も延長したと思うのですけれども、ずっと延長で許可できるのでしょうか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） これは1年置きでやっているところなのですが、最終が26年11月27日までとなっております。それまで1年置きで更新となっております。

○議長（勝畑孟志君） 鈴木委員。

○12番（鈴木弥須雄君） そうすると、これはまた26年の11月に延長できるわけですか。

○事務局（佐久間 章君） また申請があるかと思えます。

○12番（鈴木弥須雄君） そうすると、1年置きにまた申請で延長できるということですか。

○事務局（佐久間 章君） 今回の更新に当たっては、基本的に農用地なので、更新ができないという基本的な方針があるのですが、羽田空港等の利用が少なかったということから、思ったよりも要は砂が売れなかったということから、この3年間に期限として延長が認められたところなのですけ

れども、その3年間の間には1年ごとの更新をしていくということになっております。ですので、永久に続くというわけではございません。

○議長（勝畑孟志君） 鈴木委員。

○12番（鈴木弥須雄君） 12番、鈴木です。では、3年後から先はもうできないということですね。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 平成23年で1つ期限が来まして、そこで3年延長の期間をもらったというか、その3年の延長は毎年更新しなさいよという形で、23年から3年後ということで、まずは26年ということです。今回申請して25年11月になりますけれども、そうした意味で最後の1年の延長という形で26年で、それ以後の申請は基本的にできないということです。

○議長（勝畑孟志君） 鈴木委員。

○12番（鈴木弥須雄君） そうすると、26年の1月31日でもう申請できないということですね。延長してまた3年間できるということですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 現段階では、県のほうはそれは認めないという方針ですが、その方針でいくと思います。

○議長（勝畑孟志君） 川名委員。

○26番（川名康夫君） 26番、川名です。林地開発行為事前協議書というのが出ていまして、建設残土を埋め立てているわけです。林地開発行為完了予定年月日、平成29年11月9日までということになっていますけれども、さっきと数字が合わないのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 区域内に農振農用地区域がございますので、それについては先ほど申し上げましたように、3年が期限ということで、基本的に農用地区域はこれ以上の更新はできないと思うのですが。

○議長（勝畑孟志君） 林地開発との関係というのはわかりますか。林地開発が29年ということですが、林地開発とは関係ないということ。

○26番（川名康夫君） この林地開発行為事前協議書も砂利採取事業として29年の11月9日までやれるのかどうか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 農振農用地区域に関しましては、23年から3年間を期限としてということで、それ以外については現在のところ確認等をしてございません。この協議についてもまだ見ていませんので、現段階では26年で終了すると考えております。

○議長（勝畑孟志君） 高橋委員。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。地元の御園さんはわかりますか。砂利採取が終わると残土埋

立が治まるときりがないと思うのですが、そういう方向づけで業者がやるとすれば大変なことでありますので、事務局も一回現場を視察に行ったらいいと思うのです。そういう危険性があると思いますので、少し調査したほうがいいかなと考えます。

○議長（勝畑孟志君） そうすると、今回の申請につきましてはどのように……

○5番（葛田秀治君） ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（勝畑孟志君） 葛田委員。

○5番（葛田秀治君） お聞きしたいのですが、もし仮にこれがアウトになった場合、2年以内にもとに戻せるのですか、現状として。今どういう状況になっているか全くわからないまま審議しているわけですよね。それで、ここでアウトとして判断した場合、これは原状回復ということになりますよね。砂利を採取して残土で埋めるのか実態はどうなのかというのが全くわからないのですけれども、もし仮に、2年後ですか、業者はそのまま手を切っていくことになってしまう。そっちのほうが問題だと思うのです。

○議長（勝畑孟志君） 今回の申請につきましては、26年までの許可申請の中の1年ごとの更新という申請のようですので、現地の確認ということにつきましては、委員の皆さん、よくわからないところがあるかと思います。そこで、とりあえず今回の審議につきましては、ここで採決させていただいて、最終的には県の許可になりますけれども、皆さんのご意見をここで採決させていただいて、現地の調査につきましては、後ほど現地を十分見ていただくということも必要ではないかと思いますので、一応採決ということで、許可するか、あるいは不許可ということの採決をさせていただきたいと思います。

○3番（平戸正己君） こういう問題は、地元委員の意見を聞かないのですか。

○議長（勝畑孟志君） 許可後の計画変更承認ということで、基本的には3年という許可がありますので、その間の1年ごとの更新につきましては、地元委員の意見については省略という形になっておりますので、これが3年後、26年になりますと、相当厳しいになろうかと思っておりますけれども、一応23年から26年の3年間の許可が決定されている中での1年ごとの計画変更ということですので……

○17番（御園 豊君） 申請期間はいつになっているのですか。

○事務局（佐久間 章君） 25年11月27日と26年1月31日となっております。農地区分によって2つに分かれております。

○17番（御園 豊君） 来月でも間に合うわけですか。

○事務局（佐久間 章君） 間に合いますけれども、許可はおくれます。そうすると、その間は事業停止になりますので、ちょっと問題があるのかなという気がしないでもないのですけれども。

○17番（御園 豊君） その採集場がこの農地を実質使っているかどうかわからないのですけれども、もしきょう採択できなければ、農地が変わっていなければ、この全体の問題としてできてくるわけですか。

- 事務局（佐久間 章君） 農地以外のところで砂を採取しているということであればですね。
- 17番（御園 豊君） この場合、一部だけ申請分はさわらなくて差し支えなければ、事業に影響がなければ、ほかのところでやっていくことについては差し支えないはずですよ。
- 事務局（佐久間 章君） 農地についての更新についての許可審査ということで、そこまで……
- 17番（御園 豊君） 一括審査、一括許可は出ていますけれども、仮に農地の部分そこだけストップしても、ほかに影響がなければ除いても問題はないのでは。
- 事務局（佐久間 章君） そういうことになると、それなりの理由が必要になろうかとも思われますので、否決する場合はそれなりの理由を意見としてお願いしたいと思います。
- 議長（勝畑孟志君） ご意見がいろいろありますけれども、ここで採決をさせていただきたいと思えますけれども、よろしゅうございますか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（勝畑孟志君） では、質疑を打ち切りまして、採決をいたしたいと思います。
- 議案第5号の1ないし議案第5号の10について賛成の方は挙手を願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。
- よって、議案第5号の1ないし議案第5号の10については許可相当と決定します。

◎議案第6号 平成24年度第7次農用地利用集積計画承認の件

- 議長（勝畑孟志君） 次に、議案第6号 平成24年度第7次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。
- 議案第6号について、事務局の説明を求めます。
- 鈴木君、お願いします。
- 事務局（鈴木良宏君） 議案第6号についてご説明いたします。
- 今回の申請は、利用権の設定が11件で、2万2,848平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。
- 農用地利用集積計画書（案）9ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇さんですが、申請件数は2件で、申請面積は40.84アール、20.42アールの合計61.26アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は61.26アール、〇〇〇〇さんですが、申請件数は2件で、申請面積は30.75アールと7.50アールの合計38.25アール、〇〇〇〇さんですが、申請件数は6件で、申請面積は5.24アール、20.14アール、14.23アール、8.79アール、2.41アール、16.90アールの合計67.71アールです。
- 以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。  
議案第6号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。  
よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告についてご説明申し上げます。

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理をいたしましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は平成24年9月1日から9月30日まででございます。

次に、報告第2号についてご説明申し上げます。農地法第18条第6項の規定による解約等の通知がありましたので、報告します。なお、処理期間は、こちらも平成24年9月1日から9月30日まででございます。

報告は以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上でございます。

#### ◎その他

○議長（勝畑孟志君） 日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 本日の日程は、これにてすべて終了いたしました。

#### ◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第33回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時30分 閉会